

## X. 地域医療体制の充実

### 1. 地域医療体制の整備

#### (1) 目標

大目標	区民が誰でも安心して医療・介護を受けることができる仕組みづくりを推進します。
小目標	① 豊島区の地域特性に応じた切れ目のない医療連携システムの構築を図ります。 ② 安心して暮らせる地域包括ケアを支える人材の確保・育成を目指します。

#### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
専門職向け研修の開催	10回	令和4年度実績	10回	10回
在宅医療診療所と区内病院の連絡会の開催	6回	令和4年度実績	6回	6回

#### (3) 現状と課題

##### ① 東京都地域医療構想の策定と区の責務

東京都地域医療構想が平成28年7月に策定されました。平成28年度以降、東京都、区市町村、病院、診療所、その他の医療関係者が、医療圏域ごとに一堂に会して東京都地域医療構想調整会議が開催され、各医療圏域における将来の医療体制がいかにあるべきかについての意見交換をしています。平成29年度からは東京都地域医療構想調整会議の下に医療圏域ごとに在宅療養ワーキングが設置され、在宅療養に関する地域の現状・課題や取り組みについての意見交換を行っています。

豊島区は、北区・板橋区・練馬区とともに区西北部医療圏域を構成しており、医療関係者や行政相互の認識の共有化を図っています。

東京都地域医療構想では、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』に向けた4つの基本目標が設定されており、都や医療関係者とともに、こうした目標達成のために豊島区として果たすべき役割を果たしていく必要があります。

令和7年に向けて、切れ目のない医療連携システムを構築することや、地域包括ケアシステムにおける、治し、支える医療の充実等に向け、都区での役割分担をしっかりと共有し、行政・医療提供施設・保険者・都民区民が役割を果たしていくことが求められています。

豊島区の責務として、具体的には、当面、在宅医療・介護連携推進事業を中心に、医療連携や人材の確保・育成を図り、近隣区とも連携を図りながら、可能な限り地域完結型医療の実現を目指していくこととなります。

## ② 医療・看護・介護の顔の見える連携作りの強化

### i) 在宅医療連携推進会議及び各専門部会の開催

在宅医療連携推進会議が多職種顔の見える連携の中心的役割を果たし、各専門部会の主体的な取り組みを中心に参加者相互の信頼関係が高まっています。今後も、学識経験者、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会（四師会）、病院、地域包括支援センター、介護事業者、リハビリテーションスタッフ、区民、行政などのすべての関係者が在宅医療連携への認識を共有して取り組める仕組みを維持することが不可欠です。行政が支援するとともに、すべての関係者の主体性を活かした、地域の実情に相応しい連携づくりを豊かで実りあるものとしていくことが重要です。

### ii) 在宅医療を取り囲むスタッフ

今後は、各分野にまたがる多職種連携による取り組みが、これまで以上に重要になってきます。相互に関係する他の事業分野の特性やノウハウなどを理解し、相乗効果を共有できるような力を合わせる仕組みを模索していく必要があります。

そのために、各分野の状況や課題を、他の分野に適切に伝える工夫を心がけるとともに、他分野から提供される情報を積極的に自らの取組みと繋げていく姿勢が求められます。

そうした各事業者の取り組みを円滑に進めることができるよう、行政も参加して、スキルアップとスタッフ養成の機会を増やしていくことが不可欠です。

### iii) 在宅医療関連情報提供

区民がサービスの種類や地図を元に知りたい情報を取得することができるようにするために、豊島区では豊島区在宅医療・介護事業者情報検索システムにより広く情報提供に努めています。豊島区では四師会など各主体からの情報提供も充実しており、こうした資源を区民が利用しやすいよう周知を図る必要があります。

## (4) 目標達成に向けた取り組み

### 重点 ① 在宅医療連携推進会議の開催及び各専門部会活動の活性化（地域保健課）

在宅医療連携推進会議を開催し、学識経験者、四師会、病院、地域包括支援センター、介護事業者、リハビリテーションスタッフ、区民、行政などのすべての関係者が在宅医療連携への認識を共有して取り組める仕組みを一層充実させていきます。中でも、検討課題ごとに組織した部会による主体的な取り組みを安定的かつ円滑に進めることができるよう、環境整備に努めていきます。

## ② 在宅医療を取り囲むスタッフのスキルアップと養成（地域保健課）

上記①と併せて、部会等の意見を踏まえて、医師会等と連携して、各種の研修が開催されるよう講習会などの機会を充実します。在宅医療に関する、国・東京都や関係団体からの研修案内等を、ICTを活用して積極的に区内医療・介護事業所に周知します。また、看護や介護の資格を有して、現在、実務から離れている人の、実務への復帰を支援するほか、未経験者が看護や介護などの専門家、あるいはその周辺スタッフとして地域に貢献できるための学習機会を創設し、マンパワーの充実を図っていきます。

## ③ 在宅医療関連情報の普及啓発（地域保健課）

豊島区在宅医療・介護事業者情報検索システムにより、自身に必要な地域の医療・介護資源情報をいつでも誰でも閲覧できるようにしています。四師会のホームページでの情報も、区民により親しみ深いものとなるよう、豊島区としても普及に努めていきます。

また、区民が直接閲覧できる情報提供のほか、医療・介護専門職相互での情報共有の緊密化・迅速化を図るためICTを活用した多職種連携を促進させます。

### コラム MCS<sup>(※)</sup>を活用した豊島区の在宅医療・介護連携

在宅医療においては、各医療職種間の情報共有が重要で、医療情報のICT化（通信技術を活用したコミュニケーション）が有用だといわれています。

情報共有をICT化することで、医療・介護職さらには患者さんやご家族へのコミュニケーションがより効率的になり、医療・介護の質の向上につながると考えられています。

豊島区では、10年ほど前から豊島区医師会が中心となり、共通のICTシステム（MCS）を用いた医療・介護連携を進めてきました。医療介護連携システムは様々な会社から提供されていますが、豊島区の医療介護従事者の全員がMCSを使うことで、患者さんの情報を容易に確認できたりすることができたり、容易に患者タイムラインに参加することができます。

(※) MCS（メディカルケアステーション）：エンブレース社が提供する医療介護専用の完全非公開型SNS

## 2. 在宅医療・介護連携の推進

### (1) 目標

大目標	地域包括ケアシステム構築のため保健・医療・介護連携を強化し、区民が誰でも安心して在宅医療を受けられる仕組みづくりを推進します。
小目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療・介護従事者を中心とした多職種連携を推進します。</li> <li>② 在宅医療に関わるスタッフのスキルアップに取り組みます。</li> <li>③ 在宅医療に関心・理解のある区民を増やします。</li> </ul>

### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典	8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
在宅療養希望及び実現可能と思う区民の割合	在宅療養希望区民 40.4% 実現可能と考える区民34.0%	令和4年健康に関する意識調査 在宅療養希望区民 41.0% 実現可能と考える区民34.5%	在宅療養希望区民 42.0% 実現可能と考える区民35.0%
在宅医療関連相談窓口の認知度	在宅医療相談窓口 21.2% 歯科相談窓口 16.4% お薬相談窓口 16.5%	令和4年健康に関する意識調査 在宅医療相談窓口 22.0% 歯科相談窓口 19.0% お薬相談窓口 19.0%	在宅医療相談窓口 23.0% 歯科相談窓口 20.0% お薬相談窓口 20.0%

### (3) 現状と課題

#### ① 多職種連携による地域包括ケアシステムの構築

後期高齢者（75歳以上）の増加に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれます。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

在宅医療・介護連携推進事業は平成30年度から全ての区市町村で進められています。例えば、豊島区においては、一人暮らし高齢者が多いなど高齢化の状況や、医療・介護機関数・人材などの資源、地理的条件など地域差が大きいため、各自治体がそれぞれの地域特性に応じて、あるべき姿を意識しながら課題解決をしていくことになります。

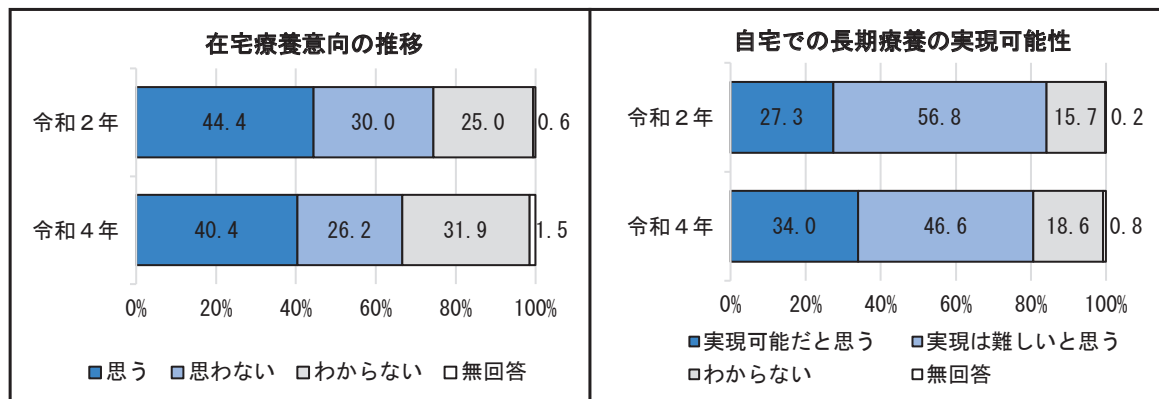
豊島区は、早期から医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会（四師会）等地域医療関係者の協力を得て、介護関係者を含む多職種連携の仕組みを構築してきました。

今後も、地域の医療・介護機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスの一体的提供を進めていくとともに、区民が主体的に保健・医療・介護サービスを選択できるよう、地域包括ケアシステムや在宅療養に対する理解を促進していくことが必要です。

## ② 在宅療養に対する区民意識

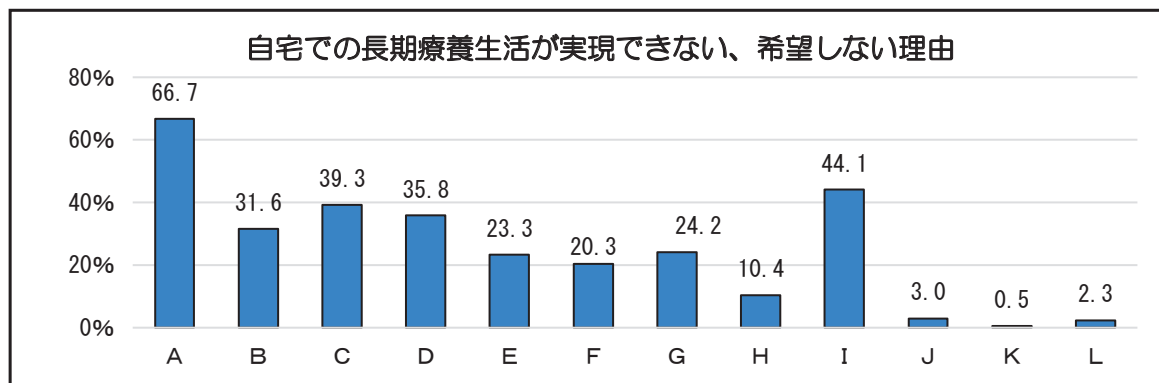
### i) 在宅療養意向と実現に対する意識

長期療養が必要になった場合、自宅での療養を希望する区民は減少しましたが、令和2年、令和4年の意識調査ともに4割を超えました。その一方で、自宅での療養が実現可能だと思う区民は希望者の34%となっています。



「豊島区健康に関する意識調査」より

自宅での長期療養生活が実現できない、希望しない理由については、「家族に負担をかけるから」が最も多く約7割となっています。続いて「設備の整った病院や介護施設等を利用する方が安心だから」が約4割であり、「在宅では、医療・介護の体制が不十分だと思うから」、「急に病状が変わったときの対応が心配だから」「在宅で医療や介護の面でどのようなケアを受けるかわからないから」という回答もそれぞれ3割を超えています。



凡例説明（複数回答）

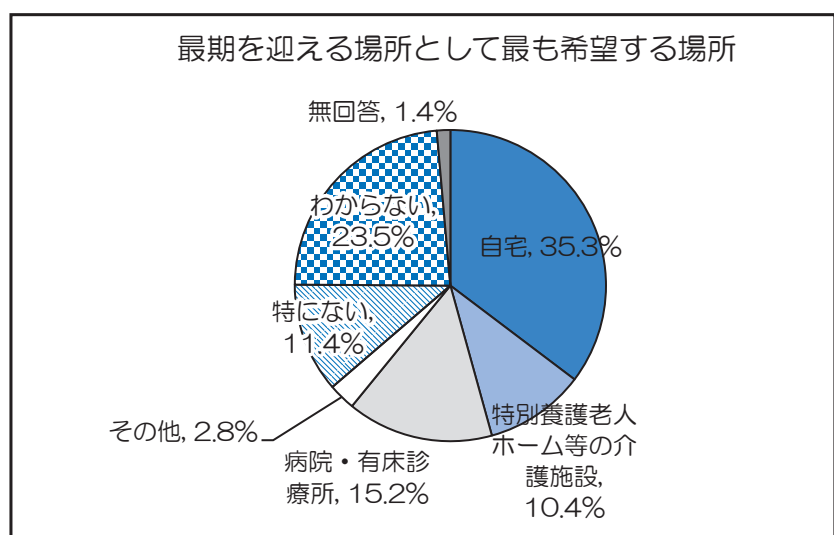
A	家族に負担をかけるから	G	療養できる部屋やトイレなどの住環境が整っていないから
B	在宅で医療や介護の面でどのようなケアを受けるかわからないから	H	自宅に他人（医師や看護師、ヘルパーなど）が入ることがわずらわしいから
C	急に病状が変わった時の対応が心配だから	I	設備の整った病院や介護施設等を利用する方が安心だから
D	在宅では、医療・介護の体制が不十分だと思うから	J	その他
E	介護してくれる家族がないから	K	特に理由はない
F	お金がかかるから	L	無回答

「豊島区健康に関する意識調査（令和4年）」より

慢性期の患者については、病院に入院しての医療から在宅医療へという全国的な流れがある中、在宅療養を希望する区民が安心して自宅で療養生活を送ることができる体制を整備していくことが課題です。

ii) 最期を迎える場所として最も希望する場所

最期を迎える場所として最も希望する場所については35.3%の区民が自宅と回答しています。病院や有床診療所を希望する区民は15.2%でした。自宅で最期を迎えたい人が最も多いため、在宅医療という選択肢の情報提供や在宅での看取りの啓発を強化していきます。



「豊島区健康に関する意識調査（令和4年）」より

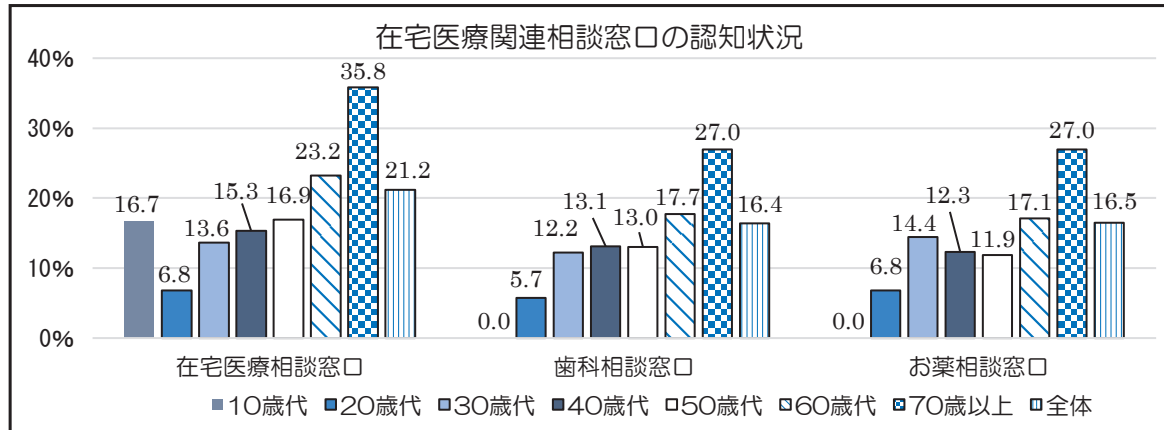
iii) 在宅医療関係相談窓口の認知状況

豊島区では、豊島区医師会館に在宅医療相談窓口、池袋保健所あぜりあ診療所内に歯科相談窓口、同じく池袋保健所池袋あうる薬局内にお薬相談窓口を設置して、区民・家族、医療・



介護関係者からの在宅療養に関するご相談に対応しています。

いずれの窓口も年齢が高くなるほど認知度が上がっていますが、70歳以上の年代でも、約6割以上の区民が各種相談窓口の存在を知らない状況がうかがえるため、今後も、周知していく必要があります。



「豊島区健康に関する意識調査（令和4年）」より

#### (4) 目標達成に向けた取り組み

##### 重点 ① 在宅医療・介護連携推進事業の実施（地域保健課）

平成26年に介護保険法が改正され、平成27年度から区市町村が行う事業として地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられました。豊島区では、平成26年よりも前から豊島区医師会、豊島区歯科医師会、豊島区薬剤師会が中心となって顔の見える関係を構築して、在宅医療・介護連携を進めてきました。

厚生労働省が示した基本的取り組み事項を中心に、地域の実情を踏まえた取り組みを行っています。

厚生労働省が示す基本的取り組み項目は、下表（ア）～（ク）の8項目です。

(ア)	地域の医療・介護の資源の把握
(イ)	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(ウ)	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
(エ)	医療・介護関係者の情報共有の支援
(オ)	在宅医療・介護連携に関する相談支援
(カ)	医療・介護関係者の研修
(キ)	地域住民への普及啓発
(ク)	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携（東京都が主体）

##### (ア) 地域の医療・介護の資源の把握

平成29年度に、地域の在宅医療機関情報を掲載した在宅医療地域資源マップを作成し区民や関係機関に配布しました。平成30年度以降は資源情報を定期的に更新して、豊島区在宅医療・介護事業者情報検索システム内で検索できるようにしています。さらに、豊島区医

師会でも在宅医療を実施している医療機関のリストを公開し区民への情報提供を行っています。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等をメンバーとする在宅医療連携推進会議を協議の場として定期的に開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策等の検討を行なっていきます。

また、在宅医療連携推進会議の下、口腔・嚥下障害部会、在宅服薬支援部会、訪問看護ステーション部会、リハビリテーション部会、ICT部会の5専門部会を設置し、個別の課題検討を行ないます。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制づくりを進めていきます。

急変時の対応として、自宅療養者が、病状の急性増悪等のため一時的に入院を必要とする場合に、入院治療を受けるための病床を確保します。

また、医師会や看護師会と連携して、夜間緊急対応を行う往診対応医療機関を活用した24時間診療体制の構築を検討します。

事業名 (担当課)	事業内容
在宅療養後方支援病床確保事業 (地域保健課)	在宅療養患者の病状急変時に、一時的に入院できる後方支援病床を区内病院等の協力を得て確保する。
在宅医療推進強化事業 (地域保健課)	医師会と連携して、在宅療養患者の夜間対応が必要になった際に備えて、24時間診療体制を構築する。

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療連携推進会議にICT部会を設置して、地域医療機関・介護機関のICT活用状況の把握と課題の抽出を行なっていきます。

② 多職種ネットワーク構築事業の実施 (地域保健課)

豊島区では、医師会が中心となって、医療・介護関係者専門の非公開型SNSを導入して、ICTを活用した多職種連携に取り組んでいます。ICTを活用した情報共有や多職種連携の推進だけではなく、地域包括圏域ごとに連携の土台としての顔の見える連携づくりを進めるため、多職種連携の会を開催しています。多職種連携の会では、地域の特色に応じた研修会と全地域包括圏域を対象とした全体会が実施されています。

また、行政による一部事業での多職種ネットワークへの参加が始まりました。ICTを活用した連携により、より質の高い支援が可能になり、区民生活の質の向上に努めていきます。



事業名（担当課）	事業内容
多職種ネットワーク構築事業 （地域保健課）	8地域包括圏域での多職種連携の会開催経費の補助及びICT化促進のための通信費補助を行なう。

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療相談窓口では、医療ソーシャルワーカー等を配置し、関係機関、区民からの相談受付業務や、退院時連携調整、在宅医療・介護関連地域資源の紹介等コーディネート業務を実施していきます。

同じく、歯科についても、歯科衛生士等による歯科相談窓口を設置しており、関係機関、区民からの相談受付業務や、連携、地域資源紹介等コーディネート業務を実施していきます。

（カ）医療・介護関係者の研修

在宅医療への理解を深め、在宅医療に取り組む人材を養成するため、各種研修を行ないます。実施に当たっては、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等を取り入れます。

事業名（担当課）	事業内容
在宅医療コーディネーター研修 （地域保健課）	介護支援専門員に在宅医療に関する知識や、医療関係者との連携を円滑にするスキル習得を目的とする研修を実施する。
在宅医療・介護連携交流会の開催 （地域保健課）	顔の見える連携を推進するため、区内在宅医療・介護関係者を対象に交流会を開催し、講演会やグループワークなどの研修を実施する。
訪問看護・リハビリ体験研修 （地域保健課）	病院・施設勤務の看護師やリハビリテーションスタッフに在宅での看護、リハビリを体験し理解を深めてもらうと同時に、連携を強化していくことを目的とする研修を実施する。

（キ）地域住民への普及啓発

区民が、在宅医療・介護について具体的なイメージを持てるよう、講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を行なっていきます。また、在宅療養者の日常的な口腔ケアの重要性等について家族や介護従事者等への啓発を実施します。さらに、人生の最終段階における医療・ケアなどを自分で決められるようにするために、区民や関係職種に向けてACP<sup>(※)</sup>の啓発を行っていきます。

あわせて、在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口（池袋あうる薬局）を周知し、区民の認知度を高めていきます。

（※）ACP：アドバンス・ケア・プランニングの略。愛称は「人生会議」であり、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって考え、家族や友人、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、本人の希望や意思を共有することを推奨する考え方。

事業名（担当課）	事業内容
区民公開講座の実施 （地域保健課）	区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会等と連携し、在宅医療やACPをテーマに区民公開講座を開催する。
在宅医療関連窓口の周知 （地域保健課）	広報紙、区ホームページ、広報番組、リーフレット配布等により在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口（池袋あうる薬局）を周知する。

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

豊島区が属する二次保健医療圏（区西北部）内の北区・板橋区・練馬区と情報交換を行ない、必要な協力・連携体制を構築します。また、近隣区の医療機関や病院の地域連携担当者による意見交換の場として在宅医療連携担当者連絡会を実施します。

③ 高齢者総合相談センターでの連携（高齢者福祉課）

地域包括ケアシステム構築の中核機関である高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）では、総合相談等を通じて個別の課題解決を行なう中で、関係機関との連携や地域との協働を行なっています。令和3年1月からは、ICTを活用することで、多職種連携の迅速化、情報共有の強化、業務の効率化を進めています。

また、地区懇談会（包括圏域ごとの地域ケア会議）等を活用し、地域の医療機関、介護関係者、地域住民等との地域課題の発見や、資源開発、ネットワークづくりに取り組んでいます。

令和6年度以降も、高齢者総合相談センターの機能強化を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

事業名（担当課）	事業内容
地域ケア会議 （高齢者福祉課）	地区懇談会（包括圏域ごとの地域ケア会議）の実施

### 3. 身近で安心できる診療体制の提供

#### (1) 目標

<b>大目標</b>	適切な医療情報を区民に提供するとともに、休日や夜間を含め誰もが安心して身近な医療機関で治療が受けられる環境・体制を整備していきます。
<b>小目標</b>	① 区民が安心できる医療体制を確保していきます。 ② かかりつけ医、歯科医、薬剤師（薬局）を持つことの普及啓発を進めます。

#### (2) 数値目標

指 標	現状値／出典		8年度 (中間目標値)	11年度 (計画最終年度)
「誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を安心して受けられる」と思う区民の割合	49.9%	令和4年 協働のまちづくりに関する 区民意識調査	49.8%	50.4%
かかりつけ医、歯科医、薬剤師（薬局）を持つ区民割合	かかりつけ医 66.8% 歯科医 73.8% 薬剤師（薬局） 48.4%	令和4年 健康に関する 意識調査	かかりつけ医 68.0% 歯科医 74.0% 薬剤師（薬局） 50.0%	かかりつけ医 69.0% 歯科医 75.0% 薬剤師（薬局） 51.0%

#### (3) 現状と課題

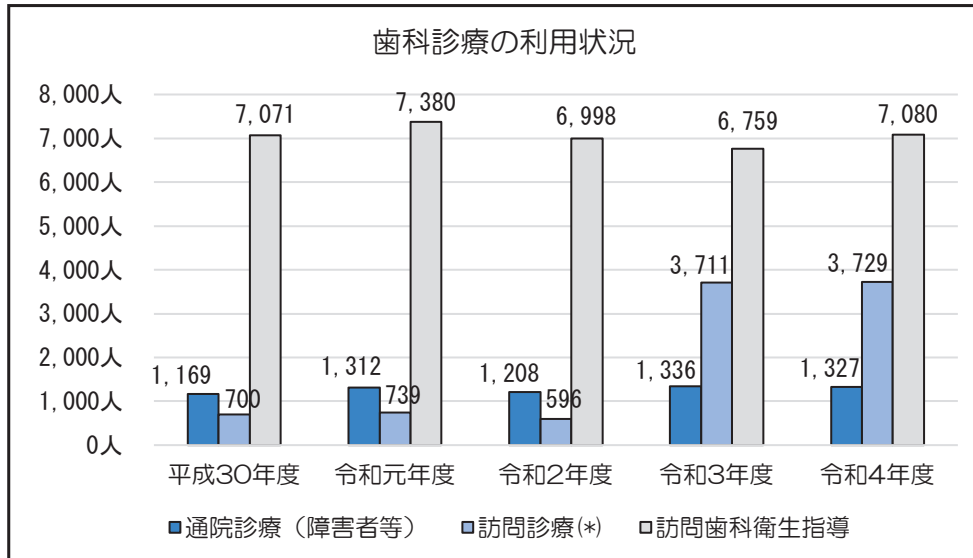
##### ① 休日診療等利用状況

豊島区では、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携により、休日等の医療体制を確保し、区民が地域で安心して医療を受けられる環境を整備しています（内科・小児科・歯科・休日調剤）。また、都立大塚病院内に豊島文京平日準夜間こども救急を開設し、平日20時～23時まで、小児の救急患者に対する初期救急診療を行なっています。

##### ② 高齢者・障害者に対する歯科診療事業

豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」では、一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある人、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な人を対象に歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施しています。

また、在宅の要介護高齢者を訪問し、訪問診療以外にも、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行なっています。

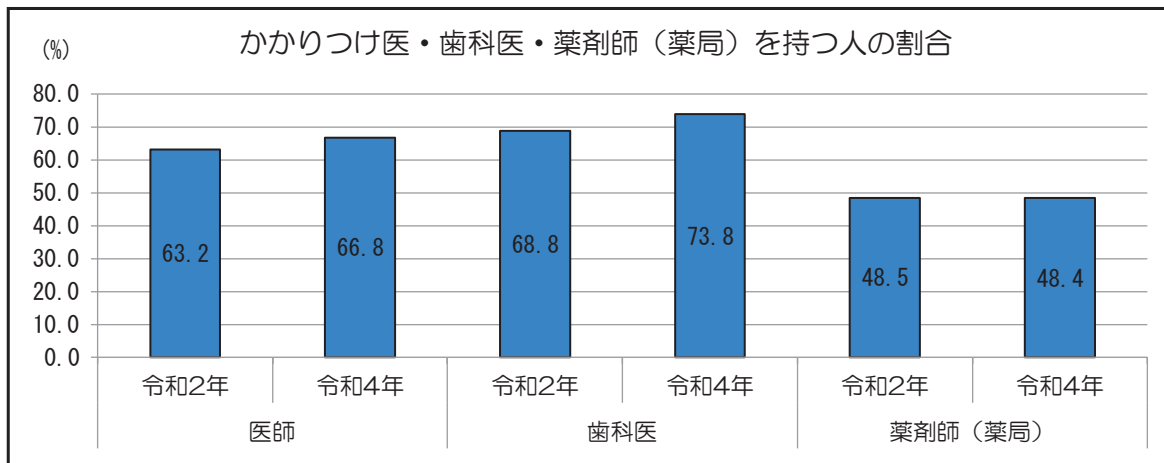


（\*）令和3年度から、診療件数に施設での診療件数を含む数値を計上 「豊島区の保健衛生」より

### ③ かかりつけ医、歯科医、薬剤師（薬局）の有無

区民が健康で、安全安心な生活を送るには、何でも相談でき、必要であれば専門医や専門医療機関につなげてくれる、身近で頼りになる医師、歯科医師の存在が欠かせません。また、複数の医療機関から処方された薬の重複や飲み合わせによる副作用などを避けるためにも、薬歴管理を行なう、かかりつけ薬剤師（薬局）の役割が大きくなっています。

区民の約7割が、かかりつけ医、歯科医がいると答えています。一方で、かかりつけ薬剤師（薬局）については、5割弱となっており、かかりつけ薬剤師（薬局）を持つ意義の普及啓発が必要です。



「豊島区健康に関する意識調査」より

#### (4) 目標達成に向けた取り組み

##### ① 休日診療・夜間小児初期救急診療事業（地域保健課）

休日や平日準夜間の急病に対処するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、都立大塚病院及び文京区と連携し、初期救急診療体制を確保します。また、夜間、休日の小児救急医療体制について、区医師会と連携し、区内医療機関においての実施を円滑に推進します。

##### ② 障害者（児）及び要介護高齢者に対する歯科診療事業等（地域保健課）

豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」において、一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な障害者及び高齢者に対する診療、相談、保健指導を行ないます。

##### ③ かかりつけ医、歯科医、薬剤師（薬局）を持つことの啓発（地域保健課）

日常的な診療や薬の処方だけでなく、普段の生活の困りごとや健康に関する疑問を気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの啓発を進めていきます。併せて国が進めるかかりつけ医機能制度の周知啓発を行います。

事業名（担当課）	事業内容
休日診療・夜間小児初期救急診療事業 （地域保健課）	土日、祝日、年末年始に池袋保健所と長崎健康相談所で休日診療を実施。平日の午後8時～11時に都立大塚病院内にて、平日準夜間小児初期救急診療を実施。
普及啓発事業 （地域保健課）	かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの重要性について区民公開講座等を企画実施する。